

桑名市職場環境対策の推進に関する条例をここに公布する。

令和7年7月1日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市条例第33号

桑名市職場環境対策の推進に関する条例

桑名市不当要求行為防止対策委員会条例（令和3年桑名市条例第17号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、職員又は職務に関する諸問題について、統一かつ適切に対応するために必要な事項を定めることにより、職員が安心して働くことができる職場環境を構築し、もって質の高い行政サービスの持続可能な提供を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員）及び労働者派遣契約その他の契約に基づいて市の事務又は事業に従事する者をいう。
- (2) 職場環境問題 職場において行われる職員に対する言動であつて、職場環境を害するおそれのあるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 公益目的通報 職員が市の事務又は事業に関し、次に掲げる事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、市に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われるものを除く。
 - ア 法令（条例及び規則を含む。）に違反する事実
 - イ 適正な職務の執行を妨げる不当な事実（アに該当するものを除く。）

（委任）

第3条 任命権者（市長を除く。）は、職場環境問題及び公益目的通報等（公益目的通報及びこれと同様に取り扱うべき通報として規則で定めるものをいう。以下同じ。）に関する事務（職員の任命、休職、免職、分限、懲戒その他の任命権の行使に関するものを除く。）の処理を市長に委任する。

（相談に対する措置等）

第4条 市長は、規則で定めるところにより、職場環境問題に関する相談及び公益目的通報等に応ずるための体制を整備するものとする。

- 2 市長は、職員から相談のあつた職場環境問題及び公益目的通報等について、規則で定めるところにより、事実の調査その他の必要な措置を講じ、適切に処理するものとする。
- 3 公益目的通報等をした者は、前項の措置に協力を求められた場合、これに協力しなければならないものとする。ただし、協力しないことにつき、正当な理由があるときは、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止等）

第5条 任命権者は、職員に対し、職場環境問題に関する相談又は公益目的通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 前項の規定に違反する処分その他の措置は、無効とする。

（桑名市職場環境対策委員会）

第6条 職場環境問題等（職場環境問題その他の職員に関する問題として規則で定めるものをいう。第3項及び次条第1項において同じ。）及び公益目的通報等に関し調査審議するため、職員である者以外の委員で構成する桑名市職場環境対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次条第1項の規定による諮問に応じて調査審議する。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、市長に対し、職場環境問題等及び公益目的通報等に関し意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（諮問等）

第7条 市長は、職場環境問題に関する相談又は公益目的通報等があつたときは、規則で定めるところにより、委員会に諮問するものとする。任命権者が職場環境問題等を認知した場合も同様とする。

- 2 委員会は、前項の規定による諮問があつたときは、調査審議の上、規則で定めるところにより、当該諮問に係る事案の処理方針について、市長に対し答申するものとする。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、これを尊重して速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第8条 職場環境問題又は公益目的通報等に関する職務に従事し、又は従事していた職員は、正当な理由がなく、当該職務に関して知り得た事項を漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。